

第 16 回若年者ものづくり競技大会における新型コロナウイルス感染拡大防止のための具体的な措置

令和 3 年 5 月 20 日
(改正) 令和 3 年 6 月 21 日
厚生労働省
中央職業能力開発協会

第 16 回若年者ものづくり競技大会（以下「若年者大会」という。）を開催・実施するに当たって、新型コロナウイルス感染拡大防止のため取り組むべき具体的な事項等を取りまとめたものである。

なお、当該内容は、現段階で得られている知見等に基づき作成しており、今後の知見の集積及び地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得る。

また、同時期に開催・実施する第 59 回技能五輪全国大会「旋盤」職種二次予選会及び第 59 回技能五輪全国大会「IT ネットワークシステム管理」職種選考会についても同様の対応とする。

1 競技委員会等の開催時の対応

- (1) 原則として 5 人以上競技委員等が集合しての会議は開催せず、できるだけスカイプ、ズーム等の Web 会議、メール等により実施することとする。
- (2) 集合しての会議を実施するに当たっては、以下の事項に留意するよう、周知・徹底することとする。
 - ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。
 - ア 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人等に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触がある場合
 - ② マスクを持参し、会場内ではマスクを着用すること。
 - ③ 会場に入場する際には、手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
 - ④ 会場内の座席の配置等に当たっては、参加者の距離（できるだけ 2 m 以上）を確保すること。距離を確保できない場合でも、仕切りのない対面での座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなどの工夫をすること。

- ⑤ 競技委員会等が主催する懇親会等の開催は控えること。
- ⑥ 感染防止のために決めたその他の措置を遵守するとともに、中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）の指示に従うこと。
- ⑦ 競技委員等が会議終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査等で陽性となった場合は、中央協会に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行う濃厚接触者の調査等に協力すること。

2 若年者大会開催時の感染防止対策

若年者大会については、感染防止対策を講じた上で観客を動員して開催する。

- (1) 競技会場への入場者（参加者・一般来場者）及び入場可能な会場の範囲については、別添のとおりとするものとする。

※一般来場者については入場制限人数に達し次第、受付を終了する場合があります。

- (2) 都道府県職業能力開発協会への推薦依頼時、若年者大会参加選手（以下「選手」という。）への参加募集時等の対応

中央協会は、都道府県職業能力開発協会（以下「都道府県協会」という。）への選手の推薦依頼、選手への参加募集に際し、感染拡大の防止のために選手及びその指導者等（以下、単に「参加者」という。）が遵守すべき事項を明示して、協力を求めることとする。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、若年者大会への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することとする。

なお、参加者に求める感染拡大防止のために遵守すべき措置は、以下のとおり。

- ① 参加者は、体調確認書（(4) ①）を提出するとともに、以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。

ア 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族や身近な知人等に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触がある場合

- ② マスクを持参し、会場内ではマスクを着用すること。
- ③ 会場では、手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

- ④ 会場内では、他の参加者及び競技委員等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること。
- ⑤ 競技中に大きな声での会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために定められたその他の措置を遵守するとともに、中央協会の指示に従うこと。
- ⑦ 参加者が若年者大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査等で陽性となった場合は、中央協会に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行う濃厚接触者の調査等に協力すること。

(3) 競技の参加受付時（競技準備のための工具等搬入時や下見時等を含む。以下同じ。）の対応【参考：資料1、2】

中央協会は、競技の参加受付時に参加者が密になることを防止するとともに、安全に競技を実施するため、競技会場入口等での受付の際には、以下の事項を行うこととする。

- ① 受付場所には、手指消毒剤を設置し、参加者に消毒させること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある者は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計、サーモグラフィ等で特定し、入場を制限すること。）
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること（状況によっては、受付を行う大会スタッフがフェイスシールドの装着により対応することを含む。）。
- ④ 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行う大会スタッフには、マスクを着用させること。
- ⑥ 参加者には事前に体調確認書（(4) ①）を記入させ、受付で提出させること。受付での書面の記入、授受等は極力避けるようにすること。

(4) 参加者への対応【参考：資料2】

① 体調の確認

中央協会は、競技の参加受付時に、参加者に対して以下の事項を記載した書面（体調確認書）の提出を求めることとする。

参加者には下記イ（ア）～（ク）の事項へ該当する場合は、自主的に参加を見合わせるよう、促すこととする。

ア 氏名、所属先、連絡先（電話番号）

※個人情報の取扱いに十分注意する。

イ 競技当日及び競技前2週間における体温測定結果及び以下の事項の有無

- (ア) 平熱を超える発熱（平熱を考慮するが概ね 37.5 度以上）
- (イ) 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- (ウ) だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- (エ) 嗅覚や味覚の異常
- (オ) 身体が重く感じる、疲れやすい等
- (カ) 新型コロナウイルス感染症について陽性とされた者との濃厚接触
- (キ) 同居家族や身近な知人等に感染が疑われる方がいる
- (ク) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触

② マスク等の準備状況の確認

中央協会は、参加者がマスクを着用していることを確認することとする。

なお、選手の競技中のマスクの着用は職種（又は選手）ごとの判断によるもの（※）とするものの、下見、参加受付、競技方法等の説明、休憩等の競技を行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることとする。

（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95 などのマスク）を着用して競技を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するよう、適宜周知することとする。

③ 若年者大会及びその前後の留意事項

若年者大会の参加者は、若年者大会及びその前後の打合せ等においても、三つの密を避けるとともに、会話時にマスクを着用するなど十分な感染防止対策を講ずることとする。

④ 感染防止のためのその他の措置

中央協会は以下のことを周知することとする。

ア 会場でのアルコール等による手指消毒、人と人の距離（できるだけ 2 m 以上）の確保、競技中に大きな声での会話、応援等をしないこと。

イ 若年者大会に参加するため、利用する各交通機関のガイドラインや各宿泊施設のガイドラインに基づく感染防止対策に従い、対応すること。また、宿泊の際は、食事等を除き宿泊施設からの不要不急の夜間外出をしないこと。宿泊する際は感染拡大防止のためシングルルーム（またはツインのシングルユース）を利用することが望ましいこと。

ウ 若年者大会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査等で陽性となった場合は、中央協会に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行う濃厚接触者の調査等に協力すること。

(5) 競技委員等への対応【参考：資料2】

中央協会は、競技委員等が競技会場入りする当日に、競技委員等に対して参加者と同様に上記(4)①の体調確認書の提出を求めることとする。

また、若年者大会中はマスクの着用を求めることとする。

なお、競技委員等は、若年者大会及びその前後の打合せ等においても、三つの密を避けるとともに、会話時にマスクを着用するなど十分な感染防止対策を講ずることとする。

さらに、宿泊の際は、食事等を除き宿泊施設からの不要不急の夜間外出をしないこと。

(6) 競技委員等以外の大会スタッフへの対応

中央協会は、競技委員等以外の大会スタッフへの対応のほか、会場設営等の運営の一部を外部に委託する場合には、上記(5)に準じた措置を講ずるよう求めることとする。

(7) 一般来場者への対応【参考：資料2】

①体調の確認

中央協会は、入場時に、一般来場者（以下「来場者」という。）に対して以下の事項を記載した書面（体調確認書）の提出を求めることとする。

来場者には下記イ（ア）～（ク）の事項へ該当する場合には、自主的に来場を見合わせるよう、促すこととする。

ア 氏名、連絡先（電話番号）

※個人情報の取扱いに十分注意する。

イ 来場当日における体温測定結果及び以下の事項の有無

（ア）平熱を超える発熱（平熱を考慮するが概ね37.5度以上）

（イ）咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

（ウ）だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

（エ）嗅覚や味覚の異常

（オ）身体が重く感じる、疲れやすい等

（カ）新型コロナウイルス感染症について陽性とされた者と濃厚接触

（キ）同居家族や身近な知人等に感染が疑われる方がいる

（ク）過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触

②マスク等の準備状況の確認

中央協会は、来場者がマスクを着用していることを確認することとする。

③感染防止のためのその他の措置

中央協会は以下のことを周知することとする。

- ア 会場でのアルコール等による手指消毒、人と人との距離（できるだけ2 m以上）の確保、観戦中に大きな声での会話、応援等はしないこと。
- イ 若年者大会に来場するため、利用する各交通機関のガイドラインや各宿泊施設のガイドラインに基づく感染防止対策に従い、対応すること。また、宿泊の際は、食事等を除き宿泊施設からの不要不急の夜間外出をしないこと。宿泊する際は感染拡大防止のためシングルルーム（またはツインのシングルユース）を利用することが望ましいこと。
- ウ 若年者大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査等で陽性となった場合は、中央協会に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行う濃厚接触者の調査等に協力すること。

(8) 競技会場において準備等すべき事項【参考：資料3】

① 競技エリア

競技エリアにおける感染リスクを下げるため、中央協会は、以下に配慮して準備することとする。

- ア 三つの密を避けるため、原則として選手と選手の間隔を2 m以上空けることとする。選手と選手の間隔を2 m以上確保できない場合には、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽することとする。なお、各職種の競技会場の広さ、感染防止対策を踏まえ、必要に応じ、参加可能な選手数を算出し、絞り込むこととする。
- イ 選手と選手以外の者との間隔をできるだけ2 m以上空けることとする。
- ウ 競技委員等により、複数の選手が触れる可能性のある競技機材を、選手が入れ替わる際等にこまめに消毒する。
- エ 参加者、競技委員等が若年者大会開催の間にこまめに手指を消毒できるように、職種ごとの競技エリアにアルコール等の手指消毒剤を設置することとする。

② 参加者や競技委員等のための更衣室、休憩・待機スペース（招集場所）等

更衣室、休憩・待機スペース等は感染リスクが比較的高いと考えられることから、中央協会は、以下に配慮して準備することとする。

- ア 広さにはゆとりを持たせ、参加者や競技委員等が密になることを避ける。
- イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者や競

技委員等の数を制限する等の措置を講じる。

ウ 室内又は待機スペース内で複数の参加者、競技委員等が触れると考えられる場所（ドアノブ、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。

③ 洗面所（トイレ）

洗面所についても感染リスクが比較的高いと考えられることから、中央協会は、以下に配慮して管理するため、会場を運営する機関と調整・確認することとする。

ア トイレ内の複数のトイレ利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。

イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

ウ 手洗い場には、石けん（ポンプ型等）を用意する。

エ 感染症への感染を防ぐ手洗いの方法を掲示する。

オ あらかじめ、来場者、参加者や競技委員等に、手ふきタオルの持参を呼びかける。

④ 飲食物（弁当等）の提供時

飲食物（弁当等）を参加者や競技委員等に提供する際には、中央協会は、以下に配慮することとする。

ア 参加者や競技委員等が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛ける。

イ 飲料については、ペットボトル、ビン、缶等個別配付できるものを提供する。

(9) 選手が競技等を行う際の留意点

中央協会は、来場者、参加者、競技委員等に対し、以下の留意点を周知・徹底することとする。

① 十分な距離の確保

職種に関わらず、選手が競技をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること。強度が高い競技の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。距離を確保できない場合でも、仕切りのない状態で対面することは避け、可能な限り対角に位置取りする、横並びになるなどの工夫をする必要があること。

（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

② その他

ア タオルは共用しないこと。

イ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、飲食中の会話は控えること。食べきれなかったもの・飲みきれなかったもの等を指定場所以外に捨てないこと。

3 その他の留意事項

(1) 交通機関の利用及び宿泊における留意事項

厚生労働省及び中央協会は、来場者、参加者や競技委員等に対し、以下の留意点を周知・徹底することとする。

- ① 利用する交通機関及び宿泊施設は、適切な新型コロナウイルス感染防止対策を採っているものに限ること。
- ② 参加者や競技委員等は、利用する各交通機関及び各宿泊施設が策定する「新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従い対応すること。
- ③ 来場者、参加者や競技委員等は、食事等を除き宿泊施設からの不要不急の夜間外出はしないこと。
- ④ 宿泊する際は感染拡大防止のためシングルルーム（またはツインのシングルユース）を利用することが望ましいこと。

(2) 感染発生に備えた準備

厚生労働省及び中央協会は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報への取扱いに十分注意しながら、競技の参加時に参加者や競技委員等に提出を求めた書面（(4) ①）及び来場者に提出を求めた書面（(7) ①）について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこととする。

また、若年者大会終了後に、来場者、参加者や競技委員等から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、愛媛県等の衛生部局とあらかじめ検討することとする。

なお、感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じて検討することとする。

競技会場への入場者（参加者・一般来場者）及び入場可能な会場の範囲

別添

第16回若年者ものづくり競技大会は、**観客を動員して開催**する。新型コロナウイルス感染拡大防止のための具体的な措置を別途実施する。

| 入場対象者及び役割 | 入場者数等 | 入場可能な会場（ホール）※ |
|---------------------------------------|---|-------------------|
| 選手 | <ul style="list-style-type: none"> 参加決定の選手 登録済み | 競技エリアのある会場（ホール）のみ |
| 選手の指導者等 ・選手への競技支援 | <ul style="list-style-type: none"> 選手（チーム）ごとに1名以内。 旋盤、フライス盤⇒選手1名あたり2名以内 メカトロニクス及びロボットソフト組込み職種については、上記以外に協力員1名 事前登録が必要 注）登録者以外は入場不可、別途登録方法を周知予定 来場日（持参工具等搬入搬出時を含む）は所属選手の競技等に関わる日程に限る。 | 競技エリアのある会場（ホール）のみ |
| 協賛の団体・企業の関係者 ・若年者大会に係る協力・支援 | <ul style="list-style-type: none"> 原則として、団体・企業ごとに2名以内 事前登録が必要 注）登録者以外は入場不可、別途登録方法を周知予定 | 全ての会場（ホール） |
| マスコミ・広報関係者 ・若年者大会に係る周知・広報 | <ul style="list-style-type: none"> マスコミごとに、取材等における必要最低限の人数 なお、団体・学校内広報の場合は、各団体・学校ごとに2名以内 事前登録が必要 注）登録者以外は原則として入場不可、別途登録方法を周知予定 | 全ての会場（ホール） |
| 運営委員、競技委員及び補佐員等 ・各職種に係る競技運営 | <ul style="list-style-type: none"> 委嘱した運営委員、競技委員及び補佐員等 登録済み | 競技エリアのある会場（ホール）のみ |
| 上記以外の大会スタッフ等 ・全体に係る競技運営 | <ul style="list-style-type: none"> 登録した大会スタッフ等（大会事務局、設営業者等） 委託した外部業者で管理し、報告 | 全ての会場（ホール） |
| 一般来場者 | <ul style="list-style-type: none"> 事前登録が必要。 なお、先着順で受付し、会場の入場制限人数に達し次第、受付を終了する場合がある。 注）登録者以外は原則として入場不可、別途登録方法を周知予定 | 事前登録した会場のみ |

※ 入場対象者を入場できる会場（ホール）ごとに区分する。

（注）第59回技能五輪全国大会「旋盤」職種二次予選会及び第59回技能五輪全国大会「ITネットワークシステム管理」職種選考会においては、「協賛の団体・企業の関係者」及び「マスコミ・広報関係者」については適用しないものとする。

技能五輪全国大会「旋盤」職種二次予選会・日立工業専修学校参加受付風景

当日注意喚起

受付スタッフ

アルコール・受付指示

アルコール

階段

受付

水道

来場者

東側入口

水道

参工具置場

持参工具置場

持参工具の搬入

検温スタッフ

【お疲れ】

(注意喚起)

【参考】搬入風景

● 競技会場入口等での、以下の内容に係る掲示、呼び掛け、チラシの配付等による周知

参加者及び一般来場者へのお願い

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加（来場）を見合わせてください。
 - ① 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ② 同居家族や身近な知人等に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合
 - ③ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参し、会場内では常にマスクを着用してください。
なお、選手については、競技中のマスクの着用は職種（又は選手）ごとの判断によるものとなりますが、競技中以外ではマスクを着用してください。
- 会場では、手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください。
- 会場内では、人と人（他の選手、選手関係者等）との距離をできるだけ2m以上確保してください。
- 会場内では密閉空間を避けるため、扉や窓を開ける場合があります。
- 会場内では、大きな声での会話、応援等をしないでください。
- 感染防止のために定められたその他の措置を遵守するとともに、主催者の指示に従ってください。
- 若年者大会及びその前後の打合せ等においても、3密を避け、常にマスクを着用するなど感染防止対策を講じてください。
- 利用する各交通機関及び各宿泊施設が策定する「新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従い対応してください。
- 食事等を除き宿泊施設からの不要不急の夜間外出はしないこと。宿泊する際は感染拡大防止のためシングルルーム（またはツインのシングルユース）を利用することが望ましいこと。
- 厚生労働省が配信しているスマートフォンアプリ「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の使用を推奨しています。
- 参加者及び一般来場者が若年者大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査等で陽性となった場合は、中央協会に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行う濃厚接触者の調査等に協力してください。

● 会場への入場に当たっての持参物

体調確認書※、マスク

- ※ 参加者にあたっては、競技当日（競技準備のための工具等搬入時や下見時等を含む。）及び競技前2週間分の体温測定結果及び健康状態等。競技委員等については、競技会場入りする当日及び競技会場入りする日の前2週間分の体温測定結果及び健康状態等。一般来場者については、来場日当日の体温測定結果及び健康状態等。
(体調確認書の様式等は、別途ホームページ等で周知予定)
- ※ 提出がない場合、入場できません。

● 受付での確認事項

(1) 手指消毒の実施、マスクの着用を確認

※ マスクを持参していない場合については、準備しているマスクを配付し着用を求める。

(2) 体温検査(注1、2)を行った上で、体調不良でないことを目視又は口頭で確認

(3) 体調確認書(注1、2)を受け取り、氏名、所属先、連絡先、来場日、職種及び記録内容から体調不良がないこと等を確認

(注1) 競技当日及び競技前2週間における体温測定結果及び以下の事項の有無（一般来場者については、来場日当日の体温測定結果及び以下の事項の有無）

ア 平熱を超える発熱（平熱を考慮するが概ね37.5度以上）

イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 身体が重く感じる、疲れやすい等

カ 新型コロナウイルス感染症について陽性とされた者との濃厚接触

キ 同居家族や身近な知人等に感染が疑われる方がいる

ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触

(注2) 発熱（平熱を考慮するが概ね37.5度以上）、体調不良等が認められる場合には会場への入場はできません。該当者が選手である場合は、競技への参加はできません。

The form is titled '入場前' (Before Entry) and '体調確認書' (Health Check Form). It includes a header section for personal information and a main table with columns for '発熱' (Fever), '咳' (Cough), 'だるさ' (Fatigue), '息苦しさ' (Breathlessness), '嗅覚・味覚異常' (Abnormal sense of smell/taste), '身体が重く感じる' (Feeling heavy), and '濃厚接触' (Close contact). The table has rows for '競技前2週間' (2 weeks before competition) and '競技当日' (Competition day). There are also sections for '体温測定結果' (Temperature measurement results) and '備考' (Remarks).

(体調確認書(例))

体調不良がなく、入場が認められた参加者には、確認終了の目印(注3)（リストバンド等）を配付し、身につけさせる。

(注3) 会場により色分けすることで、入場できる範囲を制限

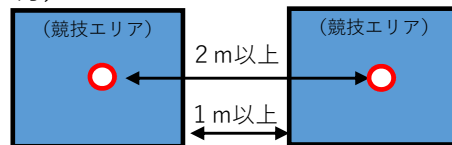
(4) 再入場に当たっては、目印（リストバンド等）を確認の上、(1)、(2)のみを確認

競技エリアの考え方

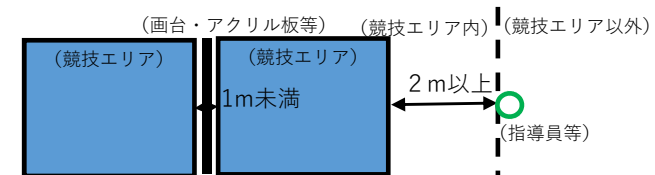
競技エリアにおける感染リスクを下げるため、中央協会は、以下に配慮して準備する。

- ① 三つの密を避けるため、原則として競技エリアの中心と競技エリアの中心の距離を2 m以上かつ競技エリアと競技エリアの距離を1 m以上空ける。（例1）
- ② 選手と選手の間隔を2 m以上確保できない場合には、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。なお、各職種の競技会場の広さ、感染防止対策を踏まえ、必要に応じ、対応する。（例2）
- ③ 選手と選手以外の者との間隔をできるだけ2 m以上空ける。（例2）
- ④ 競技委員等により、複数の選手が触れる可能性のある競技機材を、選手が入れ替わる際等にこまめに消毒する。
- ⑤ 参加者、競技委員等が若年者大会開催の間にこまめに手指を消毒できるよう、職種ごとの競技エリアにアルコール等の手指消毒剤を設置する。

（競技エリアの考え方）



（例1）競技エリアの中心と競技エリアの中心の距離を2 m以上かつ競技エリアと競技エリアの距離を1 m以上



（例2）
 ・2 m以上確保できない場合は、アクリル板等で遮蔽
 ・選手と選手以外の者との間隔を2 m以上